

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、「広域避難計画策定支援ガイドライン」（令和4年3月）を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 検討会は、別紙の構成員をもって組織する。

- 2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び東京都総務局防災計画担当部長が共同で務める。
- 3 座長は、構成員以外の者で広域避難対策等に関わりがある者をオブザーバーとし検討会へ出席させることができる。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という）は、公開する。ただし、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議録等の一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、検討会の円滑な運営を行うため、検討会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの長及び構成員については、座長が定める。
- 3 ワーキンググループは、検討会の運営に必要な情報交換や調査分析等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果については検討会へ報告する。
- 4 ワーキンググループは、構成員に率直な意見を求めるとともに、公開することにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報を取り扱うため非公開とし、ワーキンググループの結果は検討会へ報告することにより公開する。
- 5 その他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付及び東京都総務局総合防災部が共同で処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和4年6月30日より施行する。

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」 構成員

座長	内閣府 (防災担当)	調査・企画担当参事官
座長	東京都	総務局防災計画担当部長
	総務省消防庁	国民保護・防災部防災課長
	国土交通省関東地方整備局	統括防災官
	国土交通省関東地方整備局	河川部長
	国土交通省関東運輸局	総務部長
	東京管区气象台	気象防災部長
	陸上自衛隊	東部方面総監部防衛部長
	東京都	交通局安全管理担当部長
	埼玉県	危機管理防災部災害対策課長
	千葉県	防災危機管理部危機管理政策課長
	警視庁	警備部災害対策課長
	警視庁	交通部交通規制課長
	東京消防庁	防災部震災対策課長
	中央区	総務部防災危機管理室長
	台東区	危機管理室長
	墨田区	都市計画部危機管理担当部長
	江東区	総務部長 (危機管理室長兼務)
	渋谷区	危機管理対策部長
	北区	危機管理室長
	荒川区	区民生活部長
	板橋区	危機管理部長
	足立区	総合防災対策室長
	葛飾区	危機管理・防災担当部長
	江戸川区	危機管理部長
	多摩市	総務部長
	東京商工会議所	地域振興部長
	日本放送協会	報道局災害・気象センター長
	京成電鉄株式会社	取締役執行役員鉄道副本部長兼安全推進部長
	首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
	小田急電鉄株式会社	安全・技術部長
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部安全・技術部部长
	一般社団法人東京バス協会	常務理事
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部安全推進部長
	東日本旅客鉄道株式会社	鉄道事業本部安全企画部門長
	北総鉄道株式会社	常務取締役